

## 令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和8年3月23日（月）午前9時33分開会

### 議事日程

開会の宣告

- 日程第1 令和8年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和8年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第5 議案第6号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託歯科医の委嘱について
- 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について
- 日程第8 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について
- 日程第9 議案第10号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第11号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について
- 日程第11 議案第12号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 議案第13号 瑞穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の制定について
- 日程第13 議案第14号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第14 議案第15号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 議案第16号 瑞穂市乳児等通園支援事業運営規程の制定について
- 日程第16 議案第17号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第17 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第18 議案第19号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について
- 日程第19 議案第20号 瑞穂市図書館資料に係る利用者複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について
- 日程第20 教育長の報告
- 日程第21 その他 事務局長  
教育総務課長

給食センター課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長

閉会の宣告

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した委員**

服 部 照  
大 平 高 司  
伊 藤 清 美  
小 倉 真 治  
曾我部 樹 里

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長	磯 部 基 宏
教育総務課長	今 木 浩 靖
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	川 田 英 樹
学校教育課総括主幹	片 山 達 人
学校教育課主幹	佐 藤 文 行
幼児教育課長	野 口 智 子
幼児教育課主幹	安 藤 浩
生涯学習課長	廣 瀬 正 人
生涯学習課主幹	近 藤 晃 正

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹 島 田 将 志

**○傍聴者**

なし

## 開会の宣告

○**教育長** ただ今より、令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

---

### 日程第1 令和8年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

### 日程第2 令和8年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和8年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、及び日程第2 令和8年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

ないようですので、日程第1 令和8年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、及び日程第2 令和8年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について、承認することとします。

---

### 日程第3 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 日程第3 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、大平委員よろしくお願いします。

---

### 日程第4 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について

○**教育長** 日程第4 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 報告第1号について、別紙のとおり公表したので報告するものです。提案理由は、子ども・子育て支援法第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表したので、瑞穂市教育委員会に報告するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 公表された事業者は保育の対応経験がある事業者かどうか、何人ぐらいの保育士がいるのか、何歳から何歳までの子どもを預かるのかの3つについて教えてください。

○**幼児教育課長** 事業者の保育対応経験につきましては、保育所としてははじめてですが、療育の事業所を運営しておられ、児童福祉という観点では経験がある事業所です。保育事業の種類としましては、小規模保育事業A型で、定員19名、0歳から2歳児までをお預かりし、保育士の人数につきましては、認可保育所と同じ基準で配置していただくこととなります。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について、承認することとします。

---

#### 日程第5 議案第6号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○**教育長** 日程第5 議案第6号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、を議題とします。  
事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第6号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、学校保健安全法第23条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市学校薬剤師に委嘱するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 議案第6号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、可決することとします。

---

#### 日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託歯科医の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託歯科医の委嘱について、を議題とします。  
事務局より説明を求めます。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 議案第7号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、保育所における嘱託歯科医の設置についてに基づき、別紙の者を瑞穂市保育所嘱託歯科医に委嘱するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所嘱託歯科医の委嘱について、可決することとします。

---

#### 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○**教育長** 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第7 議案第8号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第7号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定によるものです。

<非公開>

○**教育長** 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することとします。

---

#### 日程第8 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について

○**教育長** 日程第8 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 議案第9号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3の規定により策定するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 教育委員会の中での障がい者雇用の状況について、差し支えなければ、人数、どんな職場でどんな仕事に就いているのかについて教えてください。

○**教育総務課長** 個人のこともありますので、あまり深くお話しできませんが、教育委員会では現在5名がおおむね事務職として働いています。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

○**大平委員** 障がい者の職務環境のことにつきましては、各課で努力されていることと思

いますが、半期ごとの面談時などによく話を聞いて、障がい者自身がそれを踏まえながらもステップアップする、達成感を感じられるようなことを考えることが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について、可決することとします。

---

### 日程第9 議案第10号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第9 議案第10号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**給食センター課長** 日程第9 議案第10号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、令和8年度より給食費を改定するため、規則の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第9 議案第10号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

---

### 日程第10 議案第11号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第10 議案第11号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**給食センター課長** 日程第10 議案第11号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、令和8年度より給食費を改定するため、要綱の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○伊藤委員 長期の入院等で5日以上欠席する場合に減額となるということでしたが、例えば、家庭の事情等で1か月間休みますというような場合も申請があれば対象になるのですか。

○給食センター課長 家庭の事情などで学校に来られないような場合は、学校を通じて給食の停止依頼をいただければ減額の対象となります。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第10 議案第11号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について、可決することとします。

---

### 日程第11 議案第12号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第11 議案第12号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第11 議案第12号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、学校施設の管理に関する取扱いを明確にし、適正な施設管理を図るため、校長が行う学校施設の管理について庁舎管理規則を準用する必要があるため、規則の改正を行うものです。

<資料により説明>

○教育長 質問等はございますか。

○曾我部委員 瑞穂市庁舎管理規則の一部を学校のところだけ学校の施設と読み替えるということでしょうか。

○学校教育課長 市の庁舎管理規則の第4条から第6条には迷惑行為についての対応が定められていますが、市の小中学校の管理規則には迷惑行為に対する明確な基準がありませんでしたので加えることとし、読み替えて運用するものです。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第11 議案第12号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

## 日程第12 議案第13号 瑞穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の制定について

○**教育長** 日程第12 議案第13号 瑞穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の制定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第12 議案第13号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、瑞穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を制定するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 中学校の場合は、休日の部活動指導が時間外勤務の大きな問題になっています。瑞穂市では生涯学習課で外部委託ができていたということだったと思いますが、中学校の部活動について休日の外部委託の状況を教えてください。

○**学校教育課長** ご指摘のように中学校で時間外勤務が多いのは、部活動が影響しています。ある部活動では、試合に引率すると1日勤務になってしまい、小学校よりも中学校が多くなる要因の一つになっています。地域への移行については、来年度についてはすべての地域において移行転換することになっていますので、時間外勤務は減るのではないかと考えています。

○**教育長** 補足を生涯学習課長、お願いします。

○**生涯学習課長** 現在37クラブありますが、令和7年度中にすべての休日部活動について地域展開への目途が立ちましたので、時間外勤務の減少が進むのではないかと考えています。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

○**伊藤委員** 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能について、令和10年度中を目途に全校設置するということですが、運用についての時間的なことなど、あれば教えてください。

○**学校教育課長** 留守番機能につきましては、学校から録音機能がついた電話機にしてほしいと聞いていますが、予算の関係もありますので、教育総務課とも連携しながら随時進めているところです。今あるものも使えるうちは使い、故障などで入れ替えを行う際

に録音機能が付いたものにしたいたいと考えています。

○伊藤委員 留守番電話に実際に電話がかかってきた時に、内容によって電話を取る、取らないというような判断になるのでしょうか。

○学校教育課長 内容によって電話を取るか、取らないか、ということはなかなか難しいと思います。電話一つひとつ丁寧に対応したいとは考えていますが、内容が過度な要求であったり、社会通念上通用しないというものであれば、しっかりと録音して関係機関と相談しながら対応しなければならないということから、録音機能は必要であると思っています。

○伊藤委員 法の問題もありますので、学校を守る、教職員を守るという点でこれらの機能は有効な手立ての一つだと思いますし、ぜひ有効に活用していただけたらと思います。

○教育長 その他、質問等はございますか。

○大平委員 私が経験した中で、勤務時間までで学校を施錠してしまうという場合と、どうしても残る必要がある場合に許可を得て残っていた場合とがありました。施錠するとなると不便ですが出て行かざるを得ませんので、時間外勤務の削減には一定の効果があります。瑞穂市においても勤務時間で施錠するというところを行っているのでしょうか。

○学校教育課長 施錠というよりは管理職を中心に業務を終えたら早く帰るようにという働きかけをしています。例えば、毎週水曜日、金曜日については18時には退校できるようにという呼びかけをしたり、早く帰るようにという促しをしています。ただし、生徒指導の対応、保護者の対応がある場合は例外で、そのような事案には誠実に対応する必要がありますので、当然残ることはあります。

○大平委員 毎日いろいろな仕事がありますので施錠するというのは難しいですが、時間外勤務を減らすのに多少の効果はあると思います。参考までに。

○教育長 その他、質問等はございますか。

○曾我部委員 授業の間の休憩時間は中学校が10分、小学校が5分でしたでしょうか。

○学校教育課長 中学校は10分ですが、小学校は学校によって5分のところと10分のところがありますが、5分のところが多いです。ただし、小学校の2時間目と3時間目の間の休み時間については15分、20分、25分とあります。

○曾我部委員 清掃時間や休み時間、下校時間の日課の在り方を工夫します、ということで、5分の休み時間と15分の休み時間とでいろいろ塩梅を調整して子どもの集中力などメリハリをつけているのだと思いますが、子どもから5分の休み時間は短く感じると

いう意見をもらっています。

○**学校教育課長** その件については本当に申し訳なく思っています。昨年度春の校長会において、子どもの休み時間を確保してください、授業が延びたらその分次の授業の開始をずらしてください、トイレ、水分補給、子どもの健康に害を及ぼすようなことがないような休憩の在り方を考えてくださいというお願いをしましたが、もう一度確認のため校長に話をしていきます。

○**教育長** ぜひ子供の声を聴いて配慮できる場所はお願いします。今の健康確保に関する内容につきましては、定期的に教育委員会で報告できるようにであればさせていただきたいと思います。今とその前の2つの議案については、保護者への対応、教員の働き方、ともに目標に向かってやれることを考えてやっていく必要があると考えています。

その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第12 議案第13号 瑞穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の制定について、可決することとします。

---

### 日程第13 議案第14号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示 について

○**教育長** 日程第13 議案第14号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第13 議案第14号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、こども家庭庁の通知に基づき市外在住児童も対象とするため、要綱の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 在住に限らず受け入れが可能な範囲で受け入れをするという点については、前向きな保育の多様なニーズに応じていく一つの具体的な方法としてとても良いことだと思います。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第13 議案第14号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一

部を改正する告示について、可決することとします。

---

**日程第14 議案第15号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について**

○**教育長** 日程第14 議案第15号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第14 議案第15号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、令和8年度より給食費を改定するため、規則の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第14 議案第15号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

---

**日程第15 議案第16号 瑞穂市乳児等通園支援事業運営規程の制定について**

○**教育長** 日程第15 議案第16号 瑞穂市乳児等通園支援事業運営規程の制定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第15 議案第16号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、乳児等通園支援事業を実施する際には、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないため、規程の制定を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第15 議案第16号 瑞穂市乳児等通園支援事業運営規程の制定について、可決することとします。

---

**日程第16 議案第17号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について**

○**教育長** 日程第16 議案第17号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第16 議案第17号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、乳児等通園支援事業に関する様式を新たに定めるため、規則の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第16 議案第17号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することとします。

---

**日程第17 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について**

**日程第18 議案第19号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について**

○**教育長** 日程第17 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び日程第18 議案第19号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について、を一括議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第17 議案第18号及び日程第18 議案第19号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市図書館分館に指定管理者制度を導入するため、規則及び要綱の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第17 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び日程第18 議案第19号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について、可決することとします。

---

**日程第19 議案第20号 瑞穂市図書館資料に係る利用者複写サービス取扱要綱**

## の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第19 議案第20号 瑞穂市図書館資料に係る利用者複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第19 議案第20号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市図書館分館に指定管理者制度を導入するため、また、併せて所要の改正を行うため、要綱の改正を行うものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 資料の複写について、損傷する恐れがなくて複写を不相当と認めるようなものというのはどのような資料でしょうか。

○**生涯学習課長** 大変申し訳ありませんが、断定的にお答えすることができませんので、確認のうえ、次回報告させていただきます。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第19 議案第20号 瑞穂市図書館資料に係る利用者複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について、可決することとします。

---

## 日程第20 教育長の報告

○**教育長** 日程第20 教育長の報告です。

4点お話しします。まず1点目は、卒業式の子どもの姿からということですが、これまでに中学校、幼稚園、保育所とそれぞれ卒業式を担当させていただきました。幼稚園、保育所ですと、本当に元気な声、返事、非常にうれしそうな姿が印象に残りましたし、保護者の温かい見守りの姿も感じました。中学校では、義務教育を修了するにふさわしい立ち振る舞いであるとか、合唱も含めて非常に感動的な卒業式でした。あの姿を見ると教職員や保育士にとっては非常にやりがいを感じる日だと思いますし、中学校の子の卒業式の姿はそれまでの保育所、幼稚園の小さい頃からずっと積み重ねてきた最後の姿になるのではないか、決して中学校の職員だけのものではないと常々思っています。そういう意味で良い卒業式だったと思っています。あとは小学校が残っていますので、またよろしくお願ひします。

2点目は、瑞穂大学の閉校式が3月12日にありました。今年度は在籍者数が661名と多くの方に在籍していただき、のべ20回ほど健幸学部の講義があったのですが、4千名を超える方に受講いただきました。昨年度からより一層市民メール、公民館等の場所でPRを行った成果と思っています。60歳以上の受講者ですので、健康のこと、終活のことといった講座のほか、サイエンスマジックショー、出前寄席、春の音楽会など、今年のアンケートをもとにまた来年考えて実施したいと思っています。

3点目は、第2回市民のつどいが3月15日にありました。1つは、光り輝く瑞穂の子ということで、学校からの推薦をいただいて地域の校区活動、学校内のボランティア活動に意欲的に取り組んだ子どもを表彰しましたが、市民の方から、本人、家族、関係者の方がとても喜んでいて、自分たちも大変うれしかった、という話を何人もの方から聞き、活躍した子供たちをきちっと認め励ますことの大切さを感じました。もう1つは、昨年度から家庭教育学級や子供会の取り組みも発表してもらっていますが、親子、学びというようなキーワードで、絵本、歯磨きという親子で実践できる様々な工夫があり、食育、防災、SNSという今の喫緊の話題について学んでいく場がきちっと位置付けられていてとても良かったと思いました。また、子ども会は、異年齢の子どもたちや地域の大人とふれあえる貴重な機会だと思います。夏祭り、秋祭り、クリスマス会など子どもたちが本当に楽しめるイベントがあり、子どもの発表、写真にも本当に楽しい表情がいっぱいありました。それからもう1つは、地域の伝統を守り伝えていくということで、地蔵祭り、千日参りの報告もありました。子どもの心身の健康を願って地蔵祭りが行われているということ子ども自身が知ることも大事だと感じています。

4つ目は、3月議会の一般質問に関することですが、今日も話題になりました休日の部活動の地域クラブ活動の展開、移行についての質問がありました。すべての部活動が来年度の4月からは休日地域クラブとして活動するというので、瑞穂市の場合はスポーツクラブがありませんので、保護者、地域指導者、学校、教育委員会の四者が連携して子どもたちに軸足を置いた取り組みを模索してきて、いよいよスタートしたな、という感じですが、スタートしていく中で課題もたくさん出てくると思いますので、相談しあって進めていきたいと思っていますし、教員は平日の部活動の指導、地域指導者が休日の指導ということで、教員、地域指導者、保護者との連携が一層必要となるのではないかと思います。また、先ほどありました37クラブのなかで約100名の方が地域指導者として登録してお世話をいただきますが、そのうちの約20%は、教員がぜひ地

域指導者をということで、引き続き子ども達の指導にあたってくれます。そんなこともうれしい話と思っています。

---

## 日程第21 その他

○**教育長** 日程第21 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 特にございません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 4月からGIGAスクール端末のiPadが新しくなるということで、今週一週間で各学校へ合計約5,500台納入することになっています。納入後は各学校で端末の手続きなどをしていただき、4月に新入の子ども達にお渡しする予定です。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にございません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 3つお願いします。1つ目は、先ほど教育長からありましたように、卒業式に関してです。ほづみ幼稚園、中学校の卒業式にご参加いただきありがとうございました。25日には小学校の卒業式がありますのでよろしく願いいたします。

2つ目は、先日承認いただきました学校の先生方の人事に関してです。3月13日に校長先生から各先生に内示を行いました。校内内示も終わっており、学校からは特にそのことについて問題があるというようなことは聞いておりません。

3つ目は、先ほどの業務管理と健康確保の措置に関わることですが、先週、市内のすべての先生方に働きやすさと働き甲斐のアンケートを実施しました。瑞穂市で働いてもらう先生について、今の学校が働きやすいか、どうであるなら働き甲斐があるのか、ということにつきまして聞きましたので、来年度以降そのアンケート結果についてはお伝えしたいと思っています。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 保育所も3月21日土曜日に保育証書授与式を無事終えました。足をお運びいただきました委員の皆様、ありがとうございました。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 先ほどの日程第19、議案第20号においてご質問いただきましたこと

についての回答ですが、複写サービスによって物理的に破損するようなもの、例えば古文書などにつきましては複写できませんということです。また、著作権がない、許諾がない資料につきましても著作権関係が明確でないということでお断りし、ほかにも、寄贈された図書で絶対に複写しないでほしいという寄贈者からの意思があるものについても館長が複写しないという判断をしているということになっていきますので、よろしくお願ひします。

続いて、本日机前にお配りしました2種類のご案内チラシにつきまして説明します。1つ目は瑞穂市民大学についてです。今年度は瑞穂大学として、長年老人大学、高齢者大学校として親しまれてきましたが、令和8年度からは対象年齢を成人に引き下げて、できるだけ多くの市民の方に参加していただけるように形を変えて行います。もう1つは、今回で第15回目になる瑞穂市ゲートゴルフ大会で、5月10日に生津スポーツ広場で開催予定です。個人でも団体でも参加できますので、お時間をございましたら是非ご参加ください。

**○教育長** それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第2回臨時会は、4月1日（水）午後2時30分から、3-2会議室で開催します。

第4回定例会は、4月22日（水）午前9時30分から、同じく3-2会議室で開催します。

第5回定例会は、5月27日（水）午前9時30分から、同じく3-2会議室で開催しますのでよろしくお願ひします。

---

## 閉会の宣言

**○教育長** これをもちまして、令和8年第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

**閉会 午前10時57分**

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月23日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

大平高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。